

湖西市長交際費取扱基準

制定 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、行政執行上必要な外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、適正な事務執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第 2 条 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当であり、かつ支出金額は必要最小限の範囲で支出するよう常に努めなければならない。

(支出区分)

第 3 条 交際費は、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- ① 会費 会費制で開催される各種懇談会等の参加に係る経費
- ② 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- ③ 弔慰 葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費
- ④ 賛助 各種団体等が行う事業への賛同に係る経費
- ⑤ 激励 全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費
- ⑥ 接遇 有識者や各種団体等との意見交換等接遇に係る経費
- ⑦ 贈答 市政運営上必要な相手への土産等に係る経費
- ⑧ その他 その他市政の運営において、市長が特に支出する必要があると認める経費

(支出金額等)

第 4 条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出金額等は、別に定めるものとする。

(基準の変更)

第 5 条 この基準及び別に定める支出金額等は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1 (平成 30 年・令和 4 年・一部改正)

支出 区分	内 容	支出額		摘 要
会 費	◎定額の会費・負担金等をもって催される記念行事、各種懇談会・懇親会、忘新年会等（市政運営に関連がある者が開催するもので、原則として、書面による案内があるものとする。）	案内状等に記載された額。ただし、案内状等に金額の記載がない場合は、行事等の内容を勘案し、国家公務員倫理法等で報告対象となる金額の範囲内で相当と認められる額とする。		<公費から支出しないもの> ○国会議員、地方公共団体の議会の議員（候補者を含む。）にある者及び政治団体等の出陣祝い ○当選祝賀会等の会費・負担金 ○就任祝賀会等の会費・負担金 ○政治資金パーティー参加費（パーティー券購入費等）
	◎地元選挙区選出国会議員の大臣就任等の祝賀会等及び静岡県議会議員の議長就任等の祝賀会等（書面による案内があったものに限る。）	案内状等に記載された額。ただし、案内状等に金額の記載がない場合は、1万円以内で相当と認められる額とする。		
	◎市内各種団体の総会・大会等、市内企業や市民等が行う特別記念行事等（書面による案内があったものに限る。）	総会・大会等への参加に要する経費	5千円以内	社会通念上妥当と認められる場合に限る。（原則として、市の補助金等交付団体は除く。）
		特別記念行事等への参加に要する経費	1万円以内	
慶 祝	市内企業や市民等が行う慶事及び祝事等（書面による案内があったものに限る。）	市内企業等竣工式・周年記念行事等の参加に要する経費	協議	社会通念上妥当と認められる場合に限る。
		市民の叙勲・褒章等の受章祝賀会の参加に要する経費	1万円以内	
弔 慰	◎市行政関係者等及びその親族の葬儀等に対する弔電、香典、供物等	別表2のとおり		
賛 助	◎各種団体等が行う事業への賛同に係る経費	5千円以内		社会通念上妥当と認められる場合に限る。
激 励	湖西市全国大会等出場激励金の交付に関する規程による。 ただし、中体連（東海大会・全国大会）出場者には、激励品（飲料）を交付する。			
接 遇	◎市が開催するもので、市政の発展に寄与すると認められる会議及び有識者や各種団体との意見交換会等における接遇に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額（飲食物代については、支出額の基準(平成21年9月1日付)の1食糧費に準ずることとし、原則1人当たり1,500円以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、1人当たりの額はこの限りではない。）		社会通念上妥当と認められる場合に限る。 茶菓等の経費を含む。
贈 答	◎市政運営上必要な相手への手土産等に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額		社会通念上妥当と認められる場合に限る。
その他	◎上記のほか、市政の発展に寄与すると認められる個人又は団体への支出及び市長が特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額又は記念品、贈答品		社会通念上妥当と認められる場合に限る。

別表 2 (平成 30 年・令和 3 年・一部改正)

(単位 ; 千円)

区 分		香料	生花	籠盛	弔電
現役の市議会議員・監査委員・教育委員 (*1)	本人	5	○	—	○
	配偶者	5	—	—	○
	実父母、子、 配偶者の実父母 (同一生計)	—	—	—	○
現役の市職員 本人、配偶者、実父母、子、配偶者の実父母 (同一生計)		—	—	—	○
退職後 1 年以内の退職職員 本人		—	—	—	○
市勢功労者 本人		—	—	—	○
元市議会議員 本人		5	—	—	○
元市四役 (市長・副市長・助役・収入役・教育長) 本人		5	—	—	○
現役の非常勤特別職 (行政委員等) 本人 (*2) (*3)		5	—	—	○
地元選挙区選出の現役国会議員 本人 (香料等は近隣他市と調整)		調整			○
地元選挙区選出の現役県議会議員	本人	5	○	—	○
	配偶者	5	—	—	○
現役の県内市長・副市長 本人、配偶者、実父母		—	—	—	○
その他市長が必要と認める者		協議			

(*1) 教育委員に関しては教育委員会で対応し、市長と連名とする。

(*2) 教育委員会委嘱の行政委員は教育委員会で対応し、市長と連名とする。

(*3) 教育委員会所管で市長が委嘱した行政委員は市長部局で対応し、教育委員会と連名とする。